

### 3 志布志事件シンポジウム報告

#### 冤罪事件から捜査機関は何を学んだのか —氷見事件と志布志事件の調査報告書の分析—

村岡啓一

#### はじめに

平成 19 年（2007 年）に判明した二つの冤罪事件—氷見事件と志布志事件—は、我が国の刑事司法、とりわけ捜査段階に重大な問題があることを改めて白日のもとに曝した。氷見事件とは、平成 14 年（2002 年）に富山県氷見市で発生した 2 件の強姦及び強姦未遂事件につき、自白して有罪判決を受け服役した被告人が真犯人ではなかったことが、服役後の真犯人の登場によって明らかになった事件である<sup>1</sup>。志布志事件とは、平成 15 年（2003 年）4 月の鹿児島県議会議員選挙に際し、候補者であった被告人の志布志町における選挙運動に関し、7 世帯しかない山村集落の住民 12 名が公職選挙法違反（現金買収）に問われたが、後に、現金供与の会合自体が存在せず、空中楼閣であったことが裁判によって明らかになった事件である<sup>2</sup>。いずれの事件にも共通している点は、①当該事件の被告人とされた人物が無実の者であり、完全な冤罪であることが後に証明された事件であること、及び、②無実であるにもかかわらず、氷見事件の被告人および志布志事件の被告人（一部の例外を除く）が罪を認める自白（虚偽自白）をしていたことである<sup>3</sup>。つまり、場所も犯罪類型も異なる二つの冤罪事件が明らかにしたのは、「無実の者からでも自白を獲得する」捜査機関による取調べの存在である。このことは、我が国の捜査段階の取調べには重大な欠陥があるのではないかという深刻な疑問を、国内のみならず国際社会にも喚起させることとなった。

国内では、国民からの非難を浴びて事態を深刻に受け止めた捜査機関が、相次いで、氷見事件及び志布志事件に関する調査報告書を発表した。時系列順に示すと次のとおりである。

- ① 平成 19 年 8 月最高検察庁『いわゆる氷見事件及び志布志事件における捜査・公判活動の問題点等について』<sup>4</sup>（以下、「最高検調査報告書」という。）
- ② 平成 19 年 12 月鹿児島県警察『いわゆる志布志事件の無罪判決を受けた再発防止策について』（以下、「鹿児島県警報告書」という。）
- ③ 平成 20 年 1 月警察庁『富山事件及び志布志事件における警察捜査の問題点等について』（以下、「警察庁調査報告書」という。）

さらに、二つの冤罪事件の捜査段階における問題点を踏まえて、捜査機関は再発防止策として、以下の文書を公表している。

- ① 平成 20 年 1 月警察庁『警察捜査における取調べ適正化指針』（以下、「警察庁取調べ適正化指針」という。）

② 平成 20 年 4 月最高検察庁『検察における取調べ適正確保方策について』（以下、「最高検取調べ適正確保方策」という。）

③ 平成 20 年国家公安委員会規則第 4 号『被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則』（以下、「適正化規則」という。）

その改善の方向性は、一言でいえば「取調べの適正化」であり、上記適正化規則に基づく「被疑者取調べの監督」制度の試験運用がその中心である。そして、平成 21 年 4 月には、警察庁から『被疑者取調べの監督の試験運用の総括等について』と題する検証結果が公表されている。

また、氷見事件については、被告人の虚偽自白を看過し自白を前提とした弁護人の活動も冤罪の一因であったことから、捜査機関ではないものの、刑事弁護人の視点から氷見事件の弁護活動の問題点を分析した平成 20 年 1 月日本弁護士連合会『氷見事件調査報告書』（以下、「日弁連調査報告書」という。）が公表されている。

一方、国外でも志布志事件の顛末は衝撃をもって受け止められた。平成 19 年（2007 年）5 月 8 日、インターナショナル・ヘラルド・トリビューン紙の一面トップ記事は、「強制による虚偽自白が日本の刑事司法の欠陥を暴露」というタイトルの下、志布志事件を紹介した。同年 5 月 11 日には、ニューヨーク・タイムズ紙が、「日本ではたとえ無実でも警察は自白を強要する」と題する解説記事を掲載した。折しも、国連では拷問禁止委員会の第 1 回日本政府報告書の審査が行われており、同委員会が日本の刑事司法をめぐる拷問等禁止条約違反の問題点として代用監獄の廃止と取調べ規制を提言するにあたり、志布志事件の報道と事実紹介は委員に大きなインパクトを与えた<sup>5</sup>。

その後も、氷見事件及び志布志事件は、ほかの代用監獄における密室取調べに起因して生じた冤罪事件（宇和島事件<sup>6</sup>、北方事件<sup>7</sup>、布川事件<sup>8</sup>など）と共に、我が国の取調べ制度の構造的な欠陥を示す典型例として、各種の国際人権機関の審査に関連情報として提供され、平成 20 年（2008 年）6 月の国連人権理事会の普遍的定期審査に基づく勧告<sup>9</sup>、同年 10 月の国際人権自由権規約第 5 回日本政府報告書の審査に基づく総括所見と改善勧告<sup>10</sup>に大きな影響を及ぼした。

氷見事件及び志布志事件を具体的なエビデンスとして、国際社会が我が国に対し改善を求めている方向性は、一言でいえば、「自白中心の捜査からの決別」である。同じ氷見事件及び志布志事件を取り上げながら、国際社会が求める改善方向と国内の捜査機関のそれとの間には相違がある。一見すると、同じ捜査の適正化のための方策を提言しているように見えるが、改善勧告の背後にある考え方には大きな違いがあるのである。

本稿では、氷見事件及び志布志事件に関する関係諸機関の報告書を分析して、捜査機関は二つの事件の冤罪の原因を何に求め、何を改善しようとしているのかを明らかにするとともに、国際社会が求める改善の方向性との違いを指摘する。私は、そこから見えてくるものこそが二つの事件の冤罪を導いた元凶であると考えからである。

## I 二つの事件で検証すべき課題は何であったのか

氷見事件は、服役後に真犯人が現れて冤罪であることが捜査機関に判明した事件であるのに対し、志布志事件は、第一審段階から日弁連接見交通権確立実行委員会の支援を受けて冤罪の主張がなされ、事実審理を通じて警察によるフレームアップであることが立証された結果、第一審で無罪判決が出された事件である。したがって、両者には同じ冤罪事件といっても、公判段階の問題点には大きな違いがある<sup>11</sup>。しかし、捜査段階に着目すると、両事件には大きな共通点がある。それは、無実の者が警察の取調べの結果「自白」をしたという事実—すなわち、虚偽自白の存在である。一般に誤判原因の一つに虚偽自白があることは知られているが<sup>12</sup>、本件の検証において最も重要なことは、二つの事件の無実の者がなぜ虚偽自白をしたのかの原因の究明である。これを受けて、第二の検証課題が出てくる。一般的に捜査には虚偽自白の危険性がつきまとうので、捜査の過程では、当該自白の信用性の検討のほか、状況証拠による犯罪証明が可能か否かの検討や大局的な見地から見た「事件の筋」の検討がなされ、通常は、捜査機関がこうした捜査の基本を踏むことによって虚偽自白は排除される。少なくとも、国民の側は虚偽自白が排除されることを期待している。したがって、本件の検証においても、捜査機関が虚偽自白の存在を前提に、虚偽自白を見破り排除するための捜査の基本的な手法を実践したのか否かが検証されなければならない。二つの事件ともに、捜査段階では誤起訴に至っているのであるから、結果として、虚偽自白の排除には失敗したわけであり、なぜ捜査機関は虚偽自白を見抜けなかったのかの究明が重要な課題となる。以下、この二つの検証課題につき、各調査報告書がどのような分析をしたのかを見てみよう。

## II 虚偽自白の原因究明はなされたか

### 1 氷見事件

最高検調査報告書と警察庁調査報告書とを対比すると、事実経過の記載から捜査上の問題点の指摘に至るまで、表現の細部は別として、内容的には同一である。そこで、以下には、最高検調査報告書の分析を主とし、必要に応じて、関連する事項につき、警察庁調査報告書に言及することとする。

#### (1) 供述の変遷の理由

氷見事件の被告人 A 氏の自白は、当初から一貫したものではなく、否認から自白へと変遷している。A 氏の初期供述は否認から始まり、被害者による犯人特定の後逮捕状請求の資料となった自白調書が作成され、その後、検察官の弁解録取及び裁判官の勾留質問に対する否認を経て、再び、警察の下で自白したという流れになる。この供述経過は不自然であり、なぜ、A 氏が警察で否認から自白という変遷を繰り返したのかその理由が明らかにされなければならない。しかし、報告書の中には、供述の変遷理由についての記載はない。

一方、日弁連調査報告書を読むと、この間の変遷理由がわかる。A 氏の第 1 回目及び第

2 回目の任意取調べは、パンと牛乳の昼食が与えられただけで早朝から深夜まで 12 時間を優に超える長時間に及ぶものであり、担当刑事が一方的に犯行を追及するものであった。そのため、A 氏は、帰宅後、「こんな取調べを受けるくらいなら死んだ方がましだ」という気持ちになり、牛乳で薄めた除草剤を飲んだという。第 3 回目の任意取調べでは、A 氏は取調室で倒れるほどに心身共に憔悴していたが、担当刑事はこの憔悴状態に乗じて、姉が A 氏を見放している旨の虚偽の事実を申し向けたり、亡き母の写真を持たせて「やってない」と言えるのかと心理的な圧力をかけたり等の尋問技術を使って自白を迫った。その結果、A 氏は「親族からも見放されているという絶望的な心境に陥るとともに、何を言っても無駄だという気持ち」から、担当刑事の「やっただろう」という追及に「はい」と答えたという。検察官及び裁判官に対する否認の後、再度、自白した理由については、担当刑事から「何言ってんだ、この野郎」と机を叩かれて恫喝されて、今後は自白を翻さないという趣旨の上申書を書かされた。その後の取調べでは、一切の弁明をすることを許されず、担当刑事の作成する供述調書の内容に「はい」と「いいえ」だけで答えることを要求され、内容虚偽の詳細な自白調書が作られていった。各被害者宅の見取図は、1 通が鉛筆で下書きされていたものをなぞったものであり、もう 1 通が担当刑事に後ろから手を取られて描かされたものだと説明している。以上の A 氏の説明を前提にすれば、警察の取調べの苛烈さが虚偽自白をした理由であることがわかる。そして、虚偽自白を受け入れた A 氏の絶望と諦念が、以後、A 氏において捜査・公判を通じて一度も否認することなく自白を維持し続けた理由であったことが了解できる。

## (2) 虚偽自白の帰責原因

最高検調査報告書は、日弁連調査報告書が明らかにした虚偽自白の背景事情については全く言及することなく、捜査の問題点として、「客観証拠のせい弱性にかんがみるならば、A 氏の自白の信用性については慎重に検討する必要があった」が、「A 氏が自白していることに過度に依拠したうらみがある。」と述べる。この記載では、冤罪の帰責原因があたかも虚偽自白をした A 氏の側にあるように読めるが、もともと無実で否認をしていた A 氏の側に非があったわけではない。同報告書は、警察の取調べを前提とした検察官の立場から、警察において「A 氏に対して相当程度誘導的な取調べがなされていた可能性」を認めたいうえで、「検察官において、その点に十分留意したとはいえない。」としている。この記載によれば、同報告書の元となった事実調査においても、担当刑事の違法・不当な取調べの存在を認識していたことが窺われるが、その具体的な認識内容については全く言及されていない。同報告書が検察官の捜査を対象とするものであるとしても、検証の本来的な目的が警察・検察が一体となった捜査機関の重大な過誤に基づく冤罪事件の原因を探ろうとするものである以上、警察における取調べの実態がどうであったのかについて、準司法官として、少なくとも虚偽自白の背景事情を明らかにする必要があるといわなければならない。しかし、この決定的に重要な点の解明は回避されているのである。

ちなみに、警察庁調査報告書では、「取調べにおける問題点」として、「自白が真意によ

るものであるのか否かについて慎重な検討を行うべきであった。」と結論づけているが、「本件捜査では、同氏が積極的に供述しない状況の下、その供述を得るに当たっては、捜査員による暴行や脅迫が行われた状況は認められないものの、相当程度捜査員から積極的に事実を確認する形での取調べを行わざるを得ない状況にあったと認められる。」と述べて、A氏の供述態度に帰責原因があったとして担当刑事の取調べ手法を容認している。

A氏の供述態度に帰責原因を求める点では、最高検調査報告書も同じである。同報告書は、検察官の取調べにおいて、「検察官がA氏を誘導することにより供述を得ていたこと」を認めるが、その原因はA氏の供述態度にあり、検察官がA氏は「口が重い」と考えたためとして理解を示し、誘導による取調べ手法自体を非難してはいない。しかし、検察官が行った取調べの内容は冤罪作出の行為そのものである。日弁連調査報告書が正当にも指摘するとおり、被害者の手を縛ったのは被害者の申告するチェーン様のものではなくA氏宅にあったビニール紐であり、反抗を抑圧した凶器も被害者の申告するサバイバルナイフではなくA氏所有の果物ナイフであるとの前提に立って、「ナイフが被害者の手に触れたことから金属製のチェーンと勘違いしたのではないか」と誘導（実は誤導）して、被害者証言や客観的証拠との食い違いを糊塗する内容の検察官調書を作成しているからである。同報告書は、検察官の誘導を認めながら、検察官が被害者の申告に反して凶器を果物ナイフ、被害者の手を縛ったものをビニール紐と認定した根拠をA氏からその旨の「供述を得た」ことに求めている。A氏が自発的に供述したのではなく、虚偽供述は警察及び検察の取調べの結果なされていること、すなわち、捜査機関の仮説を受け入れざるを得なかったという虚偽自白の背景事情がここでは完全に捨象されているのである。

## 2 志布志事件

取調べにおける問題点につき、最高検調査報告書、鹿児島県警報告書及び警察庁調査報告書を対比すると、警察庁調査報告書の記載が最も詳細である。しかし、共通しているのは、いずれもが、独自の事実調査の結果に基づくというよりは裁判所が認定した事実に基づいて取調べの問題点を抽出していることである。ここでは、被告人らの虚偽自白の原因究明がどの程度なされたのかに絞って検討する。

### (1) 警察での取調べの問題点

志布志事件では、被告人13名（1名は死亡により公訴棄却）のうち6名が捜査段階で自白したが、公判段階では最終的に全員が否認するに至った。公判では上記6名の自白調書の任意性が争われたが、裁判所は任意性を認めて同調書を採用した。しかし、判決においては、「あるはずもない事実がさもあったかのように具体的かつ迫真的に表現されていることは、自白の成立過程で、自白した被告人らの主張するような自白成立の過程で追及的・威圧的な取調べがあったことを窺わせる」と判示している。被告人らの主張した取調べの実態とは、次のようなものである。①連日繰り返される取調べ、長時間にわたる取調べ、②簡易ベッドに横にならせての長時間にわたる取調べ、机の上に両手を載せる姿勢を取らせたまゝの状態での取調べ、③「認めれば早く帰れる」「逮捕は何回でもできる」「認めない

と地獄に落ちるぞ」「選挙違反は交通違反と一緒に」「正直に言わなければ家族をも取り調べる」といった甘言と恫喝を交えた取調べ等々（被告人の中には、氷見事件の被告人と同様に、自殺を考えた人もいる）である。この実態を認定するのであれば、裁判所としては当然任意性を否定すべきものであったと考えられるが<sup>13</sup>、我が国の判例実務は強制に至らない程度の有形力の行使であれば未だ「任意」の範疇にあるとの考え方を採っているため、こうした証拠能力としての任意性判断と信用性判断の下で示される取調べ実態の認定との間に齟齬が生じるという奇妙な現象がみられるのである。

最高検調査報告書は、上記判示を前提にしながら、「被疑者に真実を語らせるためには、時には追及的な取調べを行う必要があることは言うまでもない」と述べて、追及的・威圧的な取調べの手法そのものを否定するのではなく、むしろ積極的に真実究明の手段として肯定する。ここには、追及的・威圧的な取調べが無実の者を虚偽自白に追い込む結果となる危険性の認識がない。そのため、本件において、なぜ、6人が「あるはずもない事実がさもあったかのように」虚偽を述べたのかの解明はなされていない。単に、同報告書は、警察における追及的・威圧的な取調べの存在を前提にしたうえで、検察官として、批判的な視点から警察における取調べ状況を的確に把握すべきであったのに、本件ではその点が不十分であったとするにとどまる。

鹿児島県警報告書は、「捜査員等約100名に対して順次聴き取りを行うなど、必要な事実確認を行ってきた」と述べながら、具体的な調査結果に基づく取調べ実態の記載はない。裁判所によって指摘された事項を前提に、「今後は、取調べに当たっては、事案の性質を勘案しつつ、相手方の事情や境遇にも配慮しながら、取調べが不当に長期間・長時間にわたり、供述の信用性を失わせることのないように、相手方の年齢等に応じ、その心情を理解しつつ真相を解明するという基本姿勢を堅持して取調べを行うよう、指導・教養を徹底する」と述べるにとどまる。

警察庁調査報告書は、判決の指摘事項を引用したうえで、取調べの問題点を「ア 長期間・長時間にわたる取調べ」「イ 追及的・威圧的な取調べ」「ウ 不適切な言動」の3点に要約して、それぞれにつき、結論として判決の指摘事項に同意する。しかし、結論の表記が「より一層留意する必要があった」と記載されていることに見られるとおり、上記3点につき、本件においては行き過ぎがあったという評価であり、ア prioriに上記の取調べ形態を否定しているわけではない。アの項目では、「被疑者の任意取調べにおいて、1日当たりの取調べ時間の長さの適否は、被疑事実の重大性や被疑者の供述状況等に照らし個別具体的に判断されるべきものであり、単に時間の長短をもって、本件の個々の取調べ時間が過度に長時間にわたると認められるか否かを判断することは困難である。」と述べ、一律の基準に基づく取調べの時間規制には反対の立場を明らかにしている。これが、後述する国際人権自由権規約に基づく規約人権委員会の勧告と相反するものであることは容易に理解されよう。イの項目では、「取調べは真実の発見を目標として行われるものであり、取調べに当たっては被疑者の自発的な供述を待つだけでなく、真実を語らせるため、供述

の矛盾や不合理な点を指摘し、説得、追及、あるいは理詰めの問題を行うなどして、納得のいく説明を求めることは当然である」と述べ、最高検調査報告書と同様、追及的・威圧的な取調べの手法をむしろ積極的に真実究明の手段として肯定している<sup>14</sup>。

## (2) 虚偽自白の帰責原因

最高検調査報告書及び警察庁調査報告書ともに、なぜ、被告人らが虚偽自白をしたのかの原因を明らかにしていないため、氷見事件と同様、虚偽自白の帰責原因につき責任主体の主客転倒が生じている。たとえば、最高検報告書では、「供述の信用性の吟味の不十分さ」の項目において、本件買収が「常識的に考えても金額及び会合回数に見合った買収の効果が得られるかとの疑問が生ずる」としながら、本件の嫌疑が「投票買収」ではなく「運動買収」であり、一部の供述調書には、「(運動買収の)選挙運動を展開する上で、4回の各会合にはそれぞれ異なった趣旨・目的があった」旨の供述があったので、一応の説明がなされていたと警察の取調べに理解を示す。しかし、この説明は供述者自身が述べた内容ではなく担当刑事が事件の構図の不自然さを隠すために創作した内容である。担当刑事の説明をそのまま受け入れざるを得なかった背景事情が全く顧慮されていないのである。同様に、供述の変遷についても、「周辺部分の事実関係のみならず、会合の回数その他の事案の概要をなすとも言える部分にも見られる。」と指摘したうえで、「立証の核とも言うべきこれら6名の供述の信用性を低下させるもの」であるから、「供述の変遷理由等についての捜査とそれを踏まえた慎重な吟味が必要であった。」とし、あたかも6名が自発的に供述を変遷させていったかの如く記載されている。ここでも、供述者が無実であるが故に合理的な説明ができず、担当刑事の仮説の変化に応じて供述内容を変化させざるを得ない状況にあったことをあえて捨象しているのである。

## 3 小括

以上の分析から明らかなおり、鹿児島県警報告書はもちろんのこと、最高検調査報告書も警察庁調査報告書も共に、氷見事件及び志布志事件の被告人らが「なぜ無実であるのに虚偽の自白をしたのか」の原因解明を全くしていない。二つの事件が「虚偽自白による冤罪」という共通のパターンを示していることの意味は、全国の警察捜査の現場で、当該被疑者の人格特性や心身の状況といった取調べを受ける側の固有の事情を考慮することなく、捜査機関の抱いた嫌疑の下、一方的に追及的・威圧的な取り調べが行われているということである。そして、それが警察及び検察のいわば日常的な光景となっているという現実の存在である。二つの冤罪事件から真摯に教訓を学び取ろうとするのであれば、日本の捜査現場の第一線では、容易に市民から虚偽自白を引き出すことができる取調べの実態があるということが出発点にならなければならなかった。しかし、上記各報告書は、こうした現実には目をつぶり、虚偽自白がなされた背景事情には一切踏み込まず、虚偽自白が被告人らによって任意になされたという擬制から出発した。そのため、あたかも責任の帰属が捜査機関にではなく虚偽自白をした被告人自身にあるかのように冤罪を招いた責任主体の主客転倒が見られ、捜査機関の反省すべき点は、専ら、虚偽自白の存在を前提とした後の一

般的な捜査の基本を実践しなかった点にのみ向けられてしまったのである。

### Ⅲ 虚偽自白を見抜くための適正捜査は行われたか

氷見事件及び志布志事件では「虚偽自白」が冤罪の根底にあるが、虚偽自白の存在を前提にしても、捜査機関において、情況証拠の適切な評価及び自白の信用性判断に関する注意則の適切な適用をしていたならば、誤った起訴及びその後の誤判は避け得たものである。最高検調査報告書及び警察庁調査報告書は、専ら、虚偽自白の存在を前提にした捜査の基本が尽くされていたか否かに焦点が合わせられている。ここでは、情況証拠の観点と自白の信用性判断の観点から、両調査報告書が指摘した事項を確認するとどめる。

#### 1 情況証拠の評価

氷見事件について、両報告書は以下の点を指摘する。

①捜査機関において第1事件と第2事件とが同一犯人による犯行と判断したのであるから、押収した架電記録上に、保管期間を徒過した第1事件当時の履歴がなかったとしても第2事件当時の記録は残っており、その通話記録によれば「第2事件当時の犯行時間帯にA氏方固定電話から実兄方に架電した」事実を発見し得た。しかし、第1事件の積極証拠としての評価の検討をしたのみでA氏のアリバイ成立という消極証拠の吟味が不十分であった。②犯行現場に遺留された足跡痕の長さは28センチメートルであり、A氏の足のサイズ24.5センチメートルに適合する靴25.5センチメートルとは整合しなかったのであるから、別人の可能性があるので、この客観的証拠の不整合について十分意識した捜査がなされなかった。③被害者が供述した犯行に使用した凶器類は、サバイバルナイフ様の刃物とチェーン様のものであったところ、いずれもA氏宅からは発見されなかったことは、「A氏の犯人性に疑いを生じさせる事情」であったから、A氏の犯人性について慎重に吟味すべきであった。

志布志事件について、両報告書は以下の点を指摘する。

①山間の小集落における4回にわたる多額の現金買収といった本件の特殊性、原資が解明されていないこと、使途先の裏付けが十分でないこと等は消極方向に働く重要な事項であったのに、「消極証拠を虚心坦懐に評価する姿勢が十分ではなかった。」②アリバイの存否に関する捜査は立件にあたり決定的に重要であるが、本件においてその捜査は十分に行われていなかった。本件における被告人らの手帳やカレンダー等に基づくアリバイ捜査の手法には限界があり、選挙活動の実態を周辺捜査によって早い時期に実施すべきであったのにこれを怠り、候補者であった被告人の「同窓会等出席の事実の把握が遅れてしまった」。

両事件に関する情況証拠の評価、とりわけ、犯人性を否定する方向に働く消極証拠の評価が十分になされていなかったことの指摘は正当であるが、なぜ、積極方向の証拠評価のみに目を奪われて消極方向の証拠評価がなされないのかという捜査機関の姿勢に対する根源的な疑問の解明はなされていない。上記の情況証拠の評価の誤りは余りにも基本的なものである。それと同時に、重層的な捜査手続のチェック機構が全く機能していないことを示している。これは相当に深刻な由々しき事態というべきである。なぜなら、両事件の捜



査を担当した個々人の技量の問題というのではなく、捜査機関全体が根強い有罪志向に囚われており、被疑者が特定され、一旦、捜査方針が有罪方向で決定されると、組織体として有罪の積極方向での証拠収集に邁進し、無罪の消極方向での証拠収集がおろそかにされるという捜査機関の傾向を示しているからである。

## 2 自白の信用性判断

氷見事件について、最高検調査報告書は、客観証拠の脆弱性及びA氏の供述態度からして、「自白の信用性については、慎重な検討が必要であった」と述べるが、その具体的な内容としては「様々な角度から問いを発する」こと以外には言及がない。警察庁調査報告書は、慎重な検討の具体的な内容として、「(秘密の暴露)の有無を始め、きめ細かな注意を払いその真偽を慎重に吟味し、得られた供述についてその裏付け捜査を徹底して行う必要があった」としたうえで、今回の誤りの原因は「同氏が自白している以上犯人に間違いなとの認識から脱却できなかつた」ことにあると推測している。そして、両報告書とも、「A氏が自白していることに過度に依拠した」との認識の下、同氏の犯人性を否定する方向についても慎重に検討すべきであったとする。

志布志事件について、最高検調査報告書は、「供述の信用性の吟味の不十分さ」の項目で、以下の諸点を指摘している。

①山間の集落における多額の現金買収という事件の構図が不自然ではないことを示すには、被告人らの供述の信用性を認めるに足りる特段の理由が必要であったが、供述内容の自然さ・合理性の存否に関する証拠の収集が不十分であった。②被告人らの供述は事案の枢要部分でも変遷していたから、供述は一定方向に収れんしているか、収れんしているとすればその経過は自然なものか等、供述の変遷理由についての捜査とそれを踏まえた慎重な吟味が必要であった。③現金買収事案の捜査の要諦に供与された現金の原資や使途先の解明があるが、この点に関する客観証拠による裏付けや客観証拠との整合性の確保が不十分であった。④被告人らの供述には秘密の暴露が含まれておらず、供述の信用性の判断において消極要因となり得る種々の要因が存在したから、秘密の暴露が存在しないことの意味を検討すべきであった。⑤被告人らの供述の中には体験供述が含まれていたが、その数は少ないうえ、信用性を担保する決定的な体験供述はなかったから、体験供述が十分に得られない理由につき検討を尽くすべきであった。⑥検察官において、警察における取調べ状況を的確に把握し、得られた自白内容を批判的に検討すべきであったが、警察の取調べ状況を把握していたとはいえ、自白の批判的検討も不十分であった。

警察庁調査報告書も、「供述の信用性の吟味における問題点」として、「ア供述の不自然性」(最高検報告書①と同旨)、「イ過度に詳細な供述」、「ウ供述の変遷」(最高検報告書②と同旨)を、「供述の裏付けにおける問題点」として、「ア アリバイに関する不十分な捜査」、「原資及び使途先の未解明」(最高検報告書③と同旨)を指摘しており、最高検報告書と内容的には同一である。しかし、「イ過度に詳細な供述」の項において、裁判所が過度に詳細な自白内容を「真に記憶に基づく供述であるのか、疑問である」と判示した点を受け

て、「供述内容が詳細であること自体を決して問題視すべきではない」と反論<sup>15</sup>したうえで、本件の問題点としては「具体的かつ詳細な供述内容が客観的事実と矛盾しないか、自然性が担保されているかといった幹部による供述の信用性の吟味が十分でなかった」とする。幹部による吟味が不十分であったとする点は、供述の変遷理由の検討についても同様である。本件の問題点の摘出において、自白調書を作成した担当刑事ではなく、特に警察幹部に責任を認めている点で最高検報告書と異なっている。これとの関連でいえば、両報告書ともに、捜査態勢及び決裁態勢の問題点についても言及している。警察庁報告書では、捜査指揮をした幹部において、捜査状況に即した的確な捜査運営が十分になされなかったことが、最高検報告書では、事案全体を見通した捜査計画が立てられていなかったこと、及び、経験の浅い検事を主任とした場合に必要不可欠な上司による適時かつ的確な指導が不十分であったことが指摘されている。注目すべきは、最高検報告書において、警察捜査との関わりの在り方として、検察官の公訴官としての立場が強調されており、警察捜査を的確に把握したうえで、検察官自らが関係者の取調べにあたり、判断のための材料を直接収集することも考慮すべきであったとされている点である。

自白の信用性判断に関する両報告書の指摘自体は正当なものであるが、供述者の人格特性に着目した虚偽自白のメカニズムの理解が下敷きになっていないために、冤罪事件であることが判明した後の結果論としての問題点の指摘にとどまっており、捜査段階でどうすれば虚偽自白を防止でき、また、どうすれば一旦なされた虚偽自白を是正することができたのかが示されていない。取調べという異常な環境の下でなされる「自白」には真実のみならず虚偽も入り込むので、それをいかに峻別して虚偽を排除するかが取調べの最も基本的な課題であるのに<sup>16</sup>、その意識が担当刑事にもその上司である幹部にも浸透していないために、自白の信用性判断の注意則が全く機能していないのである。本件の真の問題点は検察官個人の能力や資質に還元される問題ではないし、決裁制度や指導体制の不備といったシステムの問題でもない。まさしく組織全体の体質の問題なのである。情況証拠の評価が適正になされてなかったのと同様に、ここでも自白の信用性判断という捜査の基本が適切に実践されていなかったのである。

また、検察と警察の在り方について、検察官の公訴官としての立場の強調は警察捜査の適正化を担保するための捜査機関内部の司法的コントロールを意味するものとしては正当であるが、現実問題として、現在の検察と警察の力関係の下で、検察官が直接警察捜査に介入することが果たして可能なかには多大な疑問が残る<sup>17</sup>。

### 3 小括

以上の検討から明らかなように、各調査報告書の指摘する情況証拠の評価の誤り及び自白の信用性判断における誤りの記載自体は正当なものであるが、その内実は余りにも当然の指摘であり、一言でいうならば、捜査の基本が全く実践されていなかったということに尽きる。各調査報告書の問題点の指摘から抽出される二つの冤罪事件の教訓は、「基本に忠実な捜査を励行しよう」という当たり前のことでしかなく、本来、検証すべきであった警

察の取調べを支配している自白至上主義の考え方や組織全体の有罪志向の体質といった根源的な冤罪の元凶には、ついにメスが入られることはなかったのである。各調査報告書が、二つの冤罪事件に共通する「虚偽自白」がなぜ生じたのかという最も重大な問題の解明を回避した時点で、既に、各調査報告書の調査結果の限界は明らかになっていたということができるが、逆説的にいえば、各報告書が共通して明らかにした「基本捜査の不徹底」という事態は余りにもお粗末すぎたが故に、却って、捜査機関は「適正な捜査」を実現するための改善方策を提示しなければならなくなったのである。

#### IV 捜査機関の適正捜査のための改善方策は有効か

##### 1 警察庁取調べ適正化指針

平成19年11月1日国家公安委員会決定「警察捜査における取調べの適正化について」を受けて、警察庁は、警察庁調査報告書の再発防止策の一環として、平成20年1月、『警察捜査における取調べ適正化指針』（警察庁取調べ適正化指針）を公表した。その概要は以下のとおりである。

##### 【取調べに対する監督の強化】

- ① 警察本部の総務または警務部門に取調べに関する監督担当課を新設する。監督担当課に所属する監督担当者により、適正化規則が典型的に規定する「監督対象行為」の有無を確認する。監督担当者が「監督対象行為」を認めるときは、中止させることができるほか、調査結果を監察部門に通報し、指導や懲戒処分に活用する。
- ② 捜査主任官は、取調べ状況報告書を監督担当課に提出して報告する。  
在宅被疑者の取調べについても、取調べ状況報告書を作成する。
- ③ 取調べにつき苦情があった場合は、書面化し、公安委員会または警察本部長に報告する。

##### 【取調べ時間の管理の厳格化】

- ① 犯罪捜査規範に、やむを得ない場合を除き深夜または長時間の取調べを避けるべきことを規定する。
- ② 夜間（午後10時以降翌朝5時まで）の取調べ、8時間を越える取調べについては、警察本部長または警察署長の事前の承諾を要する。

##### 【その他適正な取調べを担保するための措置】

- ① 取調べ室の設置基準を犯罪捜査規範に規定する。
- ② 取調べ室に透視鏡を設置し、入退室時間を電子的に管理するシステムを導入する。

##### 【捜査に携わる者の意識向上】

- ① 警察学校において、司法制度改革に的確に対応し適正な捜査を推進するために、適正捜査に関する教養を充実させる。
- ② 取調べに関し卓越した技能を有する退職者を技能伝承官として採用して取調べ手法を伝授する。
- ③ 弁護士など法曹関係部外講師を招聘して、取調べについての問題意識を醸成する。

④ 「監督対象行為」を認めた場合の厳正な対処など人事上の措置を講ずる。

警察庁取調べ適正化指針に対しては、日弁連が的確な批判を行っている。2008年2月15日日弁連『警察捜査における取調べ適正化指針』に対する意見は、同指針策定の源となった氷見事件及び志布志事件の問題点の抽出において「なぜ、無実の者が虚偽の自白を余儀なくされたのか、という核心問題については、まったく検討がなされていない。」としたうえで、2007年5月の国連拷問禁止委員会の我が国に対する勧告内容<sup>18</sup>に従えば、「自白獲得を最優先課題とする捜査のあり方からの脱却」が求められていたのに、同指針は「被疑者からの自白獲得を捜査における最優先課題と位置づける捜査のあり方とその基盤である代用監獄制度を維持・温存し、取調べに対する実効的な規制措置の導入はしないという従来の警察の立場を、言葉を変えて表明したものにすぎない。」と批判する。その上で、日弁連意見書は、「真に必要な改革課題は何か」につき、国際社会からの改善勧告を受けて、以下の4点を挙げている。

- ① 警察内部で捜査と監督を分離しても、警察の体質から、捜査が監督に優先することは明らかであり、捜査に対する実効的な監督を徹底させるには、外部からチェックできるシステムを導入すべきである。
- ② 事前承認をもって深夜や長時間の取調べを許容するのではなく、深夜及び長時間にわたる取調べは法律で明確に禁止すべきである。
- ③ 適正な取調べの担保措置として、取調べの全過程を録画するシステムを導入すべきである。
- ④ 取調べによる自白獲得を第一義とする捜査官の意識を改革し、人権に対する知識と理解に立脚した適正な捜査技術を習得させることが第一の課題とされるべきである。

日弁連の批判は正鵠を射ており、警察が組織全体として代用刑事施設を利用した自白至上主義の取調べから脱却しない限り、虚偽自白による冤罪の克服は難しい。その意味で、最重要課題は第4の指摘「捜査官には徹底した人権教育による意識改革を」促すことにこそあるといえよう。

警察裏金操作の告発者である原田宏二氏<sup>19</sup>は、元警察幹部として警察組織の内情を知悉している立場から、警察庁が取調べ適正化指針を公表した真意は日弁連の提唱する「取調べ全過程の可視化」を阻止するための対案としての性格を持つと分析したうえで、同指針では二つの冤罪事件にみられた違法な取調べの実態を阻止することにはならず、「違法な取調べを是正するためには、警察の留置場を刑事施設制度に代用する制度を廃止するしかない」<sup>20</sup>と説く。原田氏の論旨は、『代用刑事施設』（留置場）こそが、被疑者の長期勾留、すなわち自白偏重の人質司法の出発点となっている」ので、警察庁は「可視化によって警察の取調べの実態が録音、録画され、取調べの実態が客観的に明らかになれば、悪名高い『代用刑事施設』の廃止論が再浮上」するのを恐れているというものである。ここには、自白獲得を目指す捜査が維持される限り、警察は代用刑事施設を利用した取調べシステムを改めることはないという基本認識が示されている。

これに対し、日弁連の提唱する取調べ可視化論には、取調べの全過程が録音・録画されることになれば、捜査官は適正な取調べを実現せざるを得なくなるので、必然的に適正な捜査が実現されるという楽観的な見方が潜んでいるように思われる。つまり、取調べの可視化が代用監獄問題のすべてを解決するかのとき過大な期待である。しかし、氷見事件の被告人の場合もそうであったように、虚偽自白の発現形態は取調べを受けている人の人格特性や肉体的・精神的な負因に依存することが大きく、必ずしも暴行・脅迫といった目に見える有形力の結果に基づくのではない。それゆえに、たとえ、警察内部の監視装置はもちろんのこと外部からの監視装置を完備したところで、警察官自体の意識が変わらない限りは、自白獲得に向けた新たな潜脱行為が考案されることはあっても、虚偽自白による冤罪の克服にはつながらない。自白を中心とした現在の刑事司法を前提とする限り、取調べの可視化が適正な捜査の実現に一定の役割を果たすことは確かであるが、それは飽くまでも、取調べの時間規制、代用刑事施設の廃止などと一体となって適正な捜査が実現されることの一側面にとどまるものである。取調べの可視化の考え方は、その前提として、自白を求める捜査機関の取調べを容認するものであるから、必然的に虚偽自白による冤罪の可能性を考慮せざるを得ない。その意味では、取調べの存在を容認しつつ捜査の適正化を実現しようとする警察庁取調べ適正化指針と同じ限界を構造的にもっているのである。

## 2 試験運用の総括

警察庁は、平成 20 年 9 月から同 21 年 3 月までの間、適正化規則の施行に向けて、被疑者取調べの監督制度の試験運用を行った。その実施状況を平成 21 年 4 月、「被疑者取調べの監督の試験運用の総括等について」と題する文書にて公表した。それによると、適正化規則 10 条に基づく監督対象行為の有無を調査した事例は 43 件、そのうち監督対象行為があったと判断されたのは 24 件であり、類型別の内訳は、多い順に「事前承認を受けずに深夜及び長時間の取調べを行った事例 11 件」、「約束を含む便宜供与の事例 9 件」、「殊更に不安を覚えさせ、又は困惑させるような言動の事例 2 件」、「身体接触の事例 1 件」、「直接又は間接の有形力を行使した事例 1 件」となっている<sup>21</sup>。警察庁は、事前承認なしの深夜または長時間の取調べが多かった理由につき、「試験運用開始当初」の「運用の誤解や失念」によるものであると説明し、その後、指導の徹底により適切な運用が行われていると総括している。また、取調べ状況の把握のための透視鏡ないしドアスコープの整備率は全国の取調室の 82.7%に達しており、業務の合理化・管理化を図るための IT システムはすべての都道府県警察で構築されたとしている。そして、今後の課題として、「捜査員の中には、監督対象行為の概念について未だ不十分なものがみられるほか、被疑者取調べを監督されることにより、捜査員の中に多少なりとも委縮する様子がみられる」ので、「継続的な教養」を実施するとしている。

この試験運用の結果から、警察庁は、適正化指針及び適正化規則に基づく取調べの監督制度は概ね成功していると判断しているようである。しかし、数は少ないとはいえ、適正化規則が定める監督対象行為のほぼすべての類型について該当事例が報告されていること

は、依然として、捜査現場の取調べにおいて虚偽自白を誘発する取調べの実態が存在することを示している。また、不法・違法な取調べに当たる行為を指摘された捜査員が委縮する例があるということは、それだけ、不法・違法な取調べが許される環境になじんできた捜査官の意識改革が容易ではないことを示しているという見方も可能であろう。警察庁の適正化方策は、警察内部における規律、監視、処分といった上からの規制を中心として構想されているが、取調べの適正化を実現するには、やはり、捜査官自身の意識改革こそが最も重要である<sup>22</sup>。警察庁が実施する「継続的な教養」の中に、捜査官に対する基本的な人権教育が盛り込まれなければならない所以である。

### 3 最高検取調べ適正確保方策

最高検調査報告書は、捜査全般にわたる再発防止策を公表していたが、取調べの在り方が焦眉の急となったので<sup>23</sup>、最高検察庁は、平成20年4月3日「検察における取調べ適正確保方策について」を策定し、検察官に周知徹底することとした。その方策の概要は以下のとおりである。

#### 【弁護人接見に対する一層の配慮】

- ① 取調べ中の被疑者からの接見要請を直ちに弁護人に連絡する。
- ② 弁護人からの接見申出につき、早期に接見の機会（遅くとも、食事、休憩時）を与える。
- ③ 接見申出とそれに対する措置を記録化する。

#### 【取調べに当たっての配慮】

- ① 身柄拘束中の被疑者の取調べにあたって、就寝、食事、運動、入浴を確保するように努める。
- ② やむをえない場合を除き、深夜または長時間の取調べを避ける。
- ③ 取調べにおいて、少なくとも4時間ごとに休憩を与えるよう努める。
- ④ 供述調書は、必要に応じて、問答式で作成する。

#### 【取調べに関する不満等の早期かつ網羅的な把握とこれに対する適切な措置】

- ① 被疑者の取調べに関して不満等の申出があった場合には、決裁官が、申入れの内容を把握し、調査をして必要な措置を講じる。その申入れの内容、調査結果、措置等を記録化する。
- ② 調査結果等について、可能な範囲で、被疑者または弁護人に説明する。

被疑者取調べを容認する限り、上記方策の内容は当然すぎるほど当然のものである。従来の取調べを前提とした接見実務では、このような当然な措置すら実現されていなかった。弁護士の中から、この方策に対する批判は聞こえてこない。むしろ、警察庁の適正化指針と同様に、被疑者及び弁護人からの苦情申立に対する決裁官の調査及び調査結果の説明が義務づけられたことから、外部からのコントロールがある程度可能になるとして歓迎する向きもある。確かに、弁護人の活動如何によっては取調べの監視機能を果たすことができるので、適正な取調べの実現に寄与することが考えられる。しかし、取調べの可視

化論と同様に、被疑者の取調べを所与の前提として弁護人の関与を取り込んだ適正化方策であるから、弁護人において、取調べという制度自体が常に虚偽自白を誘発する危険性を有するという認識を持っていない限り、却って、弁護人の関与自体が虚偽自白による冤罪の一因となりかねないことを銘記しておく必要がある。氷見事件の弁護活動から汲み取るべき教訓は、まさにこの点にある。

#### 4 取調べの可視化

最高検調査報告書の「再発防止のための方策」及び警察庁調査報告書の「再発防止のための当面の方策」には、取調べの可視化に言及した記載はない。その後を示された警察庁取調べ適正化指針及び最高検取調べ適正確保方策にも、取調べの可視化の記載はない。しかし、平成20年2月、最高検察庁は、平成18年8月から平成19年12月までに試行した170件の録音・録画の検証結果を「取調べの録音・録画の試行の検証について」（以下、「施行検証結果」という。）と題する文書にて公表した。この中では、取調べの録音・録画が「取調べの適正確保にも資する」としている。この検察庁における録音・録画の試行は、裁判員制度における裁判員による供述調書の任意性判断の便宜を目的としたものであり、氷見事件及び志布志事件という冤罪事件の反省から適正な取調べの実現を目指したものではなかった。しかし、平成20年3月、政府与党の捜査のあり方を考えるプロジェクトチームが、検察庁において取調べ状況の録音・録画を一部とはいえ試行したことを高く評価し、取調べ状況の録音・録画が裁判員裁判の円滑な実施に寄与するのみならず、取調べの適正化の方策としても有効であることを指摘して、適正化方策の一つとして取り入れるべきことを提言した<sup>24</sup>。それを受けて、平成20年4月から本格的な試行に入った検察庁に加えて、警察庁も、同年4月から一部の警察で取調べの録音・録画の試行を開始し、その試行結果を踏まえて、平成21年4月から、全国の都道府県警察に拡大して試行することとなった<sup>25</sup>。

最高検の試行検証結果によれば、①特定の自白調書につき、自白の動機・経過、取調べの状況、作成過程、自白内容等について質問し、被疑者が応答する場面を録音・録画する「レビュー方式」と②被疑者が読み聞かせを受け、閲読する場面及び内容を確認して署名する場面を録音・録画する「読み聞かせ・レビュー組合せ方式」を実施した結果として、以下の点を確認したとする。

- ① 裁判員制度において、任意性等の有無を効率的に立証する手段になりうる。
- ② 試行した方法であれば、取調べの機能を害さないことも可能だが、一方で、供述態度を変化させた事例もあり、取調べの機能を害するおそれも否定できないから、最終的な評価は難しい。
- ③ 全面録音・録画方法では、自白により物証を発見して逮捕する類型の事件では、被疑者から真実の供述を得ることが困難となり、真相解明が困難となる蓋然性が高いことが確認された。

そのうえで、今後の課題として、①任意性に限らず、信用性等を立証するための証拠として使用する方向での試行をする。②取調べの適正確保のために、警察とも連携して、録

音・録画を利用することを掲げている。最高検の試行検証結果は、取調べ過程全部の録音・録画は真実解明にとって弊害があるので採用できないが、「レビュー方式」及び「読み聞かせ・レビュー組合せ方式」の一部録音・録画であっても、「録音・録画に至るまでの捜査において適正でない取調べが行われれば、それが録音・録画時における被疑者の供述内容や態度等に反映されることになる」から、部分録音・録画であっても取調べの適正確保には十分とするものである。

しかし、氷見事件の被告人 A 氏の例に見るように、何らかの事情で被疑者取調べのある段階で虚偽自白を受け入れてしまった場合<sup>26</sup>には、上記の部分録音録画方式では虚偽自白の端緒を把握することはできない。また、部分録音・録画であれば、捜査官に恣意的な利用を許すことになるので、取調べを可視化するのであれば、取調べの開始から終了までの全過程及び客観的情況を映像録画する必要がある<sup>27</sup>。しかし、既に述べたように、取調べの可視化は飽くまでも自白獲得を目指す取調べを容認したうえでの適正化方策の一つでしかないから、仮に全面的可視化が実現したとしても、それによって供述の任意性の問題や虚偽自白の問題がすべて解決されるわけではないことに留意する必要がある。

## V 国際人権法からの批判

最後に、氷見事件及び志布志事件を契機として公表された最高検及び警察庁の調査報告書、その後の取調べ適正化のための改善方策等で完全に無視されている国際社会からの改善勧告について触れておこう。そこには、原理的な違いが伏在しているからである。

我が国の刑事司法は、国際人権法の観点から、我が国が批准した国際条約に適合していないとして繰り返し批判され、改善勧告を受けてきた<sup>28</sup>。とりわけ、刑事司法に関しては、国際人権自由権規約に関する規約人権委員会の勧告が重要である。従来から、同委員会の勧告は、現行の刑事手続のある部分だけを取り出して規約に違反していると指摘したのではなく、総体としての我が国の刑事司法システムに問題があることを指摘してきた。同委員会の累次の勧告は、我が国に特徴的な代用監獄（代用刑事施設）を利用した自白中心の刑事司法システム、すなわち自白中心主義の捜査に着目して規約の刑事手続保障に違反することを指摘してきたのである<sup>29</sup>。

平成 20 年（2008 年）10 月、国際人権自由権規約委員会は、第 5 回日本政府報告書審査の総括所見において、過去 2 度にわたる改善勧告の多くが履行されていないことに懸念を示したうえで（6 項）、以下の点につき、三たび規約違反の懸念を表明し勧告を繰り返すとともに、勧告に従った改善内容につき 1 年以内に報告をするようにフォローアップを義務づけた（34 項）。

- ① 委員会は、「捜査と拘禁の分離」を謳う刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律の下での代用刑事施設における身体拘束であっても、それは長期に及ぶ取調べと自白を得る目的での濫用的な取調べ方法の危険を増大させるので、繰り返して規約違反の懸念を表明する。【勧告】締約国は、代用監獄制度を廃止すべきであり、あるいは、規



約第 14 条に含まれるすべての保障に完全に適合させることを確保すべきである。(18 項)

- ② 委員会は、被疑者の取調べ時間についての不十分な制限、取調べへの弁護人立会が、真実を明らかにするよう被疑者を説得するという取調べの機能を損なうとの前提で、弁護人の立会が排除されていること、取調べ中の電子的監視方法が、散発的かつ選択的に用いられ、被疑者自白の記録に限定されていることに懸念を表明する。【勧告】締約国は、虚偽自白を防止し、被疑者の権利を確保するという観点から、取調べの時間に関する厳格な時間制限や、これに従わない場合の制裁措置を規定する法律を制定し、取調べの全過程における録画制度を実現し、取調べ中の弁護人の立会権を全被疑者に保障しなければならない。また、締約国は、捜査における警察の役割は真実を確定することではなく、裁判のための証拠を収集することであることを認識し、被疑者の黙秘は有罪の根拠とされないことを確実なものとし、裁判所では、警察取調べ中の自白よりも現代的な科学的証拠に依拠する裁判がなされるよう働きかけるべきである。(19 項)

この総括所見に従えば、最高検取調べ適正確保方策及び警察庁取調べ適正化指針の内容が到底勧告を満たすものではないことが明らかである。国家公安委員会規則である犯罪捜査規範が定める時間規制には法的拘束力がないし、現在、試行中の取調べ過程の録音・録画も部分的な可視化であって取調べの全過程の録音・録画を求める勧告との間には大きな開きがあるからである。そして、何よりも重要な相違は、これらの適正化方策の乖離の原因となっている取調べに対する考え方の違いである。我が国の捜査機関は自らが真実の究明者であると自負し、体質ともいうべき実体的真実主義への傾斜から、取調べを真実究明の手段として不可欠なものと考えている。しかし、国際社会は、我が国の捜査機関の体質である実体的真実主義への傾斜が代用刑事施設における被疑者の身体拘束と結びついたとき、捜査機関の主張する取調べの機能なるものは、その目的とする真実発見とは全く逆に、虚偽自白を誘発し冤罪を作り出すことにつながるという認識を持っている。そうであるが故に、自白中心の捜査から脱却して、科学的証拠に基づく現代型の捜査へと変貌することを促しているのである。同じ氷見事件及び志布志事件という二つの虚偽自白に基づく冤罪事件を我が国刑事司法の病理現象として扱う点では同じであっても、我が国の捜査機関が、現行の取調べ制度を維持しながら取調べの適正化の方策で対処できる例外的事例と位置づけるのに対し、国際社会の見方は、代用監獄制度を前提とした自白中心の捜査という考え方そのものを改めない限りは、どのような適正化方策をもってしても克服できない虚偽自白による冤罪の必然的的典型例と位置づけているのである。私自身は、国際社会の見方の方に与する。それは、どんな適正化方策が施されようとも、身体を拘束された状況の下では、決して被疑者の側に対等な自由意思なるものを想定できないからである。

おわりに

最高検調査報告書及び警察庁調査報告書、それに引き続く各捜査機関が公表した改善方を分析して感ずることは、二つの深刻な冤罪事件から得た教訓が「適正捜査の励行」と「取調べの適正化」というのでは、余りにも表面的・皮相的すぎるという思いである。英国で誤判問題が生じた場合には、徹底的に誤判原因を調査する王立委員会が設置される。その調査は、捜査機関にとどまらず弁護士会、裁判所までも巻き込む。そして、解明された誤判原因を解消するための立法がなされ、新たな制度が創設される<sup>30</sup>。氷見事件では日弁連によって弁護人の活動も分析対象とされたが、その分析は捜査機関に対する批判に比べて甘いのではないかという印象をぬぐえない。また、裁判所の責任は、氷見事件についても志布志事件についても免れ得ないはずなのに、日弁連調査報告書を含めてすべての報告書で言及されていない。最高裁判所が二つの冤罪事件について裁判所の責任を自発的に調査することも期待できない。二つの冤罪事件の調査報告書の分析から得たもう一つの教訓は、我が国でも冤罪事件の誤判原因を徹底的に調査する第三者機関が必要であるということなのかもしれない。

最後に、志布志事件につき、本刑事弁護倫理研究会が取り上げた検察官の倫理の観点から問題点を指摘しておこう。最高検調査報告書では、検察官の公訴官としての立場が強調されているが、志布志事件の検察官は、鹿児島県警の警察官が作成した取調小票から候補者であった被疑者のアリバイ成立の可能性を認識しながら、公判維持や保釈決定に対する累次の抗告の申立を行うなど、公訴官、すなわち準司法官としての立場を忘れて、警察と一体となって有罪立証のための訴訟活動を行っている。ここには、一旦起訴した以上は何が何でも有罪にしなければならないという検察官の悪しき当事者主義が顔をのぞかせている。本研究会で検討したアメリカ合衆国のナイフong事件 Nifong Case<sup>31</sup>と同じ構造（無罪証拠の隠匿）でありながら、彼我では、当該検察官の懲戒処分の有無に大きな違いがある。アメリカ合衆国ではナイフong検事は懲戒手続の結果除名されているのに対し、我が国では志布志事件の担当検事は懲戒処分にすら付されていないのである。この両者の違いは、検察官の行為を規律する倫理規定が存在するか否かの違いに由来する。検察官倫理の観点から志布志事件の教訓を学ぶとすれば、検察内部の決裁制度や指導体制の不備といったシステムの問題ではなく、検察官の行為を規律する倫理規定がなかったことの反省である。志布志事件で明らかになった、驚くべき検察官倫理の欠如は、我が国においても検察官の行為規範となる法的拘束力をもった倫理規程の制定が必要であることを雄弁に物語っている。

---

<sup>1</sup> 富山地裁高岡支判平成 19 年 10 月 10 日（再審無罪）。

<sup>2</sup> 鹿児島地判平成 19 年 2 月 23 日（第一審無罪確定）。朝日新聞鹿児島総局『「冤罪」を追い—志布志事件との 1000 日』（朝日新聞出版、2008 年）

<sup>3</sup> 真犯人の登場によって虚偽自白による冤罪であることが判明した事件に宇和島事件がある。

<sup>4</sup> 最高検が個別事件の誤起訴原因について公的に報告書を発表したのは極めて異例である。守屋

---

克彦「氷見事件・志布志事件に関する最高検察庁の調査報告書について」季刊刑事弁護 54 号 126 頁

5 拷問禁止委員会の第 1 回日本政府報告書に対する総括所見は、日弁連ホームページの国際人権ライブラリー [http://www.nichibenren.or.jp/ja/kokusai/humanrights\\_library/index.html](http://www.nichibenren.or.jp/ja/kokusai/humanrights_library/index.html) に収録されている。

6 前注 3 参照。松山地裁宇和島支判平成 12 年 5 月 26 日判時 1731 号 153 頁

7 本書第 2・浜田愷「上申書の任意性について（北方事件を題材として）」参照。

8 東京高決平成 20 年 7 月 14 日（再審開始決定に対する即時抗告審決定）

9 国連人権理事会による第 1 回普遍的定期審査の詳細は、前注 5 の国際人権ライブラリーの該当箇所参照。

10 国際人権自由権規約の第 5 回日本政府報告書に対する総括所見は、前注 5 の国際人権ライブラリーに収録されている。

11 最高検調査報告書は、公判の問題点として、志布志事件における公判長期化と身柄拘束の問題についてのみ言及する。氷見事件については、被告人及び弁護人が公訴事実を認め情状弁護に徹したため、公判の問題点は特に指摘されていない。

12 スティーヴン・A・ドリズインほか『なぜ無実の人が自白するのか』（日本評論社、2008 年）、ギスリー・グッドジョンソンほか『取調べ・自白・証言の心理学』279 頁以下（酒井書店、1994 年）

13 拷問等禁止条約第 1 条の定義に従えば、精神的拷問そのものであり、同第 15 条により証拠能力は当然否定されるべきことになる。

14 但し、「踏み字行為」については、「親族を思いやる相手方の気持ちを傷つけるものである」から、「取調べが真実発見のため行われたものであったとしても、取調べとして適切ではなかった」としている。「踏み字行為」を行った警察官に対する特別公務員暴行陵虐被告事件につき福岡地判平成 20 年 3 月 18 日（有罪）参照。

15 裁判所は、過度に詳細な自白内容から自白調書の作成者である担当刑事の作文の疑いを指摘しているのであるから、警察庁調査報告書（これは鹿児島県警報告書を取り込んでいる）は、この疑惑に答える必要があったはずであるが、同報告書は、供述内容は詳細である方が信用性を担保するという一般論で反論するのみで、担当刑事の作文ではないかという疑惑には直接答えていない。これは、既に見てきた虚偽自白の背景事情に踏み込まなかった本報告書の姿勢と通底している。

16 前注 12 のギスリー・グッドジョンソン『取調べ・自白・証言の心理学』437 頁以下。石塚章夫「自白の信用性」木谷明編著『刑事事実認定の基本問題』165 頁以下。（成文堂、2008 年）

17 志布志事件では、被告人のアリバイ成立を示唆する取調小票の開示をめぐり、検察官が警察の暴走を止めるのではなく、一緒に隠蔽工作に加担したことが、県警内部文書から明らかになっている。朝日新聞鹿児島版平成 19 年 4 月 20 日及び 21 日の特集記事参照。

18 代用監獄（代用留置施設）の廃止と取調べの時間規制など現在の取調べ制度の全面的な改革を勧告。前注 5 参照。

19 元北海道警察釧路本部長。原田宏二『警察内部告発者』（講談社、2005 年）

20 日弁連第 10 回国選弁護プレシンポジウム資料（2）104 頁

21 監督対象行為の調査の端緒となる被疑者取調べに対する苦情申出の件数は 49 件となっている。

22 平成 19 年 12 月 12 日の「警察捜査における取調べの適正化に関する有識者懇談会」第 1 回議事概要によれば、自由討議で、「最終的には、捜査に携わる者の意識の向上が重要であって、能力・モラルの向上をどう図るかが重要である。」「捜査員に対してだけでなく、捜査全般を把握し、捜査を指揮する指揮官に対する教育が重要であり、指揮官がもっとしっかりしなければならない。」との意見が見られる。

---

<sup>23</sup> 政府与党である自民党と公明党は、それぞれプロジェクトチームを設けて、自白の強要による冤罪を防止するためには「取調べのあり方」が焦点になるとの認識から、従来からの被疑者取調べを前提にした取調べの適正化を提言した。平成 20 年 3 月 19 日自由民主党政務調査会・司法制度調査会経済活動を支える民事・刑事の基本法制に関する小委員会・新時代の捜査のあり方プロジェクトチーム「真に信頼される捜査の確立に向けて—取調べに関する中間提言—」、平成 20 年 3 月 14 日公明党法務部会・これからの捜査の在り方検討会「あるべき取調べの適正化についての提言」参照。

<sup>24</sup> 前注 23 の平成 20 年 3 月 19 日自由民主党プロジェクトチームの提言参照。

<sup>25</sup> 平成 21 年 4 月 3 日警察庁「警察における取調べの録音・録画の試行について」及び試行検証報告参照。

<sup>26</sup> 前注 12 のギスリー・グッドジョンソン『取調べ・自白・証言の心理学』319 頁以下参照。

<sup>27</sup> 韓国では、改正刑事訴訟法の下、被疑者取調べの全過程の映像録画が行われている。申東雲「韓国における刑事司法の改革」刑法雑誌 48 卷 2 号 189 頁。今井輝幸「韓国における国民参与裁判の現状」刑事法ジャーナル 15 号 90 頁。

<sup>28</sup> 我が国が批准した各種条約に違反する懸念があるとして勧告を受けた事項は、国連人権理事会による普遍的定期審査(Universal Periodic Review)の基礎資料である国連文書要約 **Compilation Paper** にまとめられている。国連文書要約は、前注 5 の国際人権ライブラリーに収録されている。

<sup>29</sup> 拙稿「刑事裁判の現状と課題」法律時報増刊シリーズ司法改革 I・181 頁以下参照。

<sup>30</sup> 例えば、冤罪コンフェイト事件に関する 1977 年「フィッシャー・レポート」や 1981 年刑事手続に関する王立委員会報告書「フィリップス・レポート」の提言は 1984 年英国警察刑事証拠法の制定の基礎になっている。

<sup>31</sup> *The North Carolina State Bar v. Michael B. Nifong* (2007 年 7 月 24 日ノースカロライナ州弁護士会懲戒委員会決定 06DHC35)